

## 研究ノート

# 外国人登録法廃止と在留管理制度 としての住民基本台帳 —外国人管理の理念—

原尻 英樹\*

キーワード：外国人管理, 戸籍, 血統主義, 無関心

## 目次

## イントロダクション

1. 外国人登録法の理念とは何か
2. 住民基本台帳の役割
3. 住民基本台帳で管理される外国人
4. 理念の歴史的連続性と新たな対応
5. 結論

## イントロダクション

2012年7月をもって、これまで外国人管理の法律として機能してきた外国人登録法が廃止され、代わって外国人も住民基本台帳によって管理されることになった。本論考においては、表向きは出入国管理制度の抜本的変更にみえる、管理制度の過去から現在までの連続性とそれを支える理念について考察する。

まず、1. 外国人登録法の理念とは何かにおいて、この法律を歴史的にとらえるとともに、その目的を明らかにする。ここでは明治以来維持されてきた血統主義がこの理念になっていることを具体的に示す。

2. 住民基本台帳の役割においては、近代国民国家日本における、日本人であることの証明は戸籍に依っており、戸籍を学問的に考えた場合、どのような意味があるかを分析し、それとは別にある住民票の目的とは何かに言及している。

3. 住民基本台帳で管理される外国人においては、2012年に導入された、住民基本台帳に在日外国人も入れるという方策の目的及びその背景について分析している。これまで外国人登録法によって外国人管理を行なってきたが、それを住民票管理にして、旧来から継続されている基本理念をそのまま踏襲していることが、ここにおいて明らかにされる。

4. 理念の歴史的連続性と新たな対応においては、表面的には新たな対応にみえる今回の改定は、外国人登録法の基本的理念はそのまま、ニューカマー外国人への対応のためにつくられた方策になっていることを明らかにする。

5. 結論では、制度の変更を社会的側面から考察し、日本の在日外国人管理の問題の背景にある、一般の人々の「無関心」の意味について考察している。

---

\* 立命館大学産業社会学部教授

## 1. 外国人登録法の理念とは何か

この法律は、日本に居住する外国人の登録を実施しその居住関係と身分関係を明確にするための法律であった。施行が1952年になったのは、その年に日本が連合国側（実質的にはアメリカ）から独立し、それまで旧植民地出身者であった人々から日本国籍を剥奪し、それらの人々が外国籍者になったためである。厳密にいうと、「外国籍者」ではなく、単に日本国籍者ではなくなったのであり、しかも、旧植民地出身者の意向など何も参考にされなかった。

旧植民地出身者は、例えば朝鮮人の場合朝鮮戸籍がこれらの人々のID（自己証明）として使われていたが、本来日本の法制度の基本には血統主義があって、血統レベルで考えた場合、旧植民地出身者は日本人ではなかったのであるから、植民地でなくなれば、必然的に日本国籍を消失するという考え方が、法務官僚内では一般的であったと考えられる。今日までこの考え方は引き継がれており、例えば、血統的には日系ブラジル人は日本人の血統なのであるから、必然的に何らかのID獲得の資格があることになる。近代国民国家のうちで、このような血統主義をとっている国は日本以外にはドイツがあげられる。ドイツにおいては血統的にドイツ人であるのならば、ドイツ国籍の取得が可能になっている（ブルーベーカー 2005）。

このように考えた場合、旧植民地出身者の管理のためにつくられた外国人登録法自体に矛盾が含まれていたことに気づくことができる。もともと日本人に同化させることで朝鮮を支配していた日本であったが、それらの人々が日本国籍ではなくなり、外国籍者になったのであるか

ら、日本のなかに血統の異なる人々が居住することになった。しかしながら、日本国の理念としては日本国に生活する人々は血統的に日本人だけで占められておかれなければならないのであって、外国籍者が日本に永住するという事態はもともと想定されていなかったはずである。

つまり、外国人登録法とは、例外的に日本に居住する旧植民地出身者が、ある特定の期間、言い換えれば、日本国籍取得（一般的には帰化と呼ばれるが）するまでの間、日本国に居住をできるようにした法律であったということができよう。実際に、法務官僚の方から在日コリアンの今後の法的処遇についての論文が1975年に発表された（いわゆる「坂中論文」。後述参照）のであり、これによれば、将来的には在日コリアンは日本に帰化していくとされており、帰化者を含めた在日コリアンへの対応について論じられている。

このように外国人登録法は、旧植民地出身者の管理のための法律として始められたが、そして、管理の対象には米軍基地の米兵は含まれていなかったが<sup>1)</sup>、その後、日本に居住する外国人が増加していった（1980年代以降）、この法律によってこれらのニューカマー外国人の管理もされることになった。本来的にはこのような事態は予想されていなかったのであるから、様々な問題が生じることになった。例えば、日系ブラジル人等が、日給のよりよい職場に変わる場合、通常住所変更手続きなしで、これが行われていた。こうなると、どこにどれだけの外国人が居住しているのか管理する法務省出入国管理局が把握できない事態になってしまったのであるが、外国人登録法、出入国管理及び難民認定法では、このような事態には対処できるようにはなっていなかった。外国人登録は日本国

に対して行っていたのであり、実際にどこに住んでいるかについての申告規定は明確ではなかったからである。

もともと、旧植民地出身者についての実質的な一時的処遇に関連する法律だったのであるから、新たに日本に出稼ぎに来た外国人の処遇に適合することは難しかったといえよう。

さて、外国人登録法自体がずっと子々孫々にわたるまで日本に居住する人々を想定していないということについて、ここで再確認しておこう。なぜならば、この点がこの法律の基本的理念であり、その理念は、日本という国民国家の理念にもなっていると考えられるからである。

2012年12月現在、朝鮮半島からの旧植民地出身者及びその子孫の法的地位は特別永住であるが、これは、1991年11月から施行された、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定められた在留資格である。この法律制定前までは、国籍が韓国と国籍記載が朝鮮<sup>2)</sup>では法的処遇がことになっており、また、一世はある程度安定した法的地位があったが、二世、三世と世代を重ねるごとに、不安定な地位になっていた。先の坂中論文においては、在日コリアンの法的地位の不安定さが論じられてもいる。しかも、この論文は出入国管理局において優秀作として認められた論文であって、このような不安定を安定に変えるべきと主張されているので、この論文の影響もあって上記の法律がつくりだされたと考えられる。

坂中氏によれば、氏の論文が書かれた当時において、日本への同化政策を前提として、在日コリアンの処遇は、いずれ日本に帰化させるために、(1)不安定なままにしておく、(2)同化を進展させるために安定化させるという立場があ

ったという（坂中 1999: 7）。坂中氏は後者の立場であった。つまり、日本の国益のためには外国人は日本に同化させて、異質さを失わせたいという考え方であったのである。後述するように、実はこの基本的方針は現在までずっと維持されており、この方針のもと、今回の改定になった。

## 2. 住民基本台帳の役割

住民基本台帳が何のためにあるかといえば、これは通常我々が住民票と呼んでいる住民登録の仕組みを意味しており、日本国民の現状を把握するためのシステムである。ところが、日本には戸籍制度があるため、日本人のある人が自分自身を証明するためには、戸籍謄本かあるいは戸籍抄本が必要であり、住民票にはこのような役目はない。つまり、住民票の役目について知るためには、まず、戸籍について理解する必要があるといえる。日本国籍者のアイディは住民票ではなく、戸籍であることを確認し、その後、ではなぜ住民票が必要なのかについて考えることにする。

戸籍制度があっても、しかも、それが有機的に機能しているのは、世界中で日本だけである。旧植民地であった韓国では、植民地時代の旧習として、近年廃止された。同じく日本の植民地であった台湾にはいまでも戸籍制度があるが、日本のようないわばアイディとしては実質的に使われていないので、制度的にはあるが日本のような厳密な機能があるのではない。

日本国籍者であれば、自分が自分であることの証明は戸籍でしかできないようになっていて、では、何をもって自分の証明にしているのだろうか。それは、その人の知りうる限りの

血統によって、その人であることを確認することが戸籍の役割になっている。「知りうる限りにおいて」というのは、近代戸籍制度が始まったのは明治時代であって、先祖へのさかのぼりは、明治時代に登録された人の親までであって、それ以前の人々にはさかのぼることができないからである。これによって明治時代までさかのぼって、士族、平民、そして「新平民」であったことまでは知ることができるようになっている。

まず、士族であるが、明治時代に士族といわれた人々すべてが江戸時代の武士であった訳ではない。なぜならば、幕末になって士族の株を買うようなことが行われたこと、また、「足軽」のような卒族も武士として数えられたことなどがあるからである。日本では、家系図などがずっと重視されてきた経緯があり、本当の士族かどうかは別にして、「先祖は士族である」と思いたい人がかなりいると考えられる。例えば、サッカーや野球などのスポーツでも、「サムライ・ジャパン」と言われており、本当の武士だった家系の人よりもそうでなかった人の方がずっと多いはずであろうが、サムライ志向は日本に根付いていると考えられる。

次に、平民は江戸時代の身分では、農民、商人、工人（職人）が平民のカテゴリーに入れられた。

しかしながら、これは大まかなレベルでのことであって、江戸時代の身分がそのまま明治になって使われたのではない。特に、これは「新平民」との関係で考えると分かりやすいだろう。「新平民」は江戸時代の「エタ」、「非人」と呼ばれた人々がこのカテゴリーに入れられたという見方があるが、これも厳密にいうと正しくない。歴史的にいえば、明治時代になって、

「都市細民」と呼ばれた人々がいた。都市生活をしている生活困窮者がこれらの人々であるが、これらの「都市細民」の一部も「新平民」のカテゴリーに入れられた。これらの人々の氏素性についてははっきりしておらず、エタ、「非人」であったかどうかははっきりわからない。また、京都の事例であれば、江戸時代に「非人部落」と呼ばれたところの人々が「新平民」ではなく、平民のカテゴリーに入れられた例がある。「エタ」―「非人」間にはこれらの人々のなかだけの区別、差別があったのであり、エタから対等に見られていなかった非人は、「新平民」のカテゴリーに入れられなかったといえるのである。

明治時代につくられた戸籍をもってしては、先祖代々と自分とのつながりは実質的にはみられるとはいえないのであるが、先祖を辿るための戸籍の使い方については図1を参照していただきたい。戦後は、戸籍筆頭者になったが、明治民法では戸主であり、明治以後国民国家によってつくられた「イエ」制度によって戸主が家長としての役割をもっていた。現在では戸主ではなくなったが、社会的レベルではまだ「家長」としての戸籍筆頭者だと考えられており、明治民法の規定はまだ存続しているといえよう。このような「つくられた伝統」によって、あたかも戸籍によって先祖をたどれると考えられているのである。

ここにおいては、明治時代に創り出した「日本人」という国民＝民族を自明視することを前提として、血統によって自らも「日本人」であることを確認し、そしてその証明として自らの個人的な血統が存在しているという物語が現代までそのまま引き継がれていることが、語られていると考えられる。これが、前述の近代日本

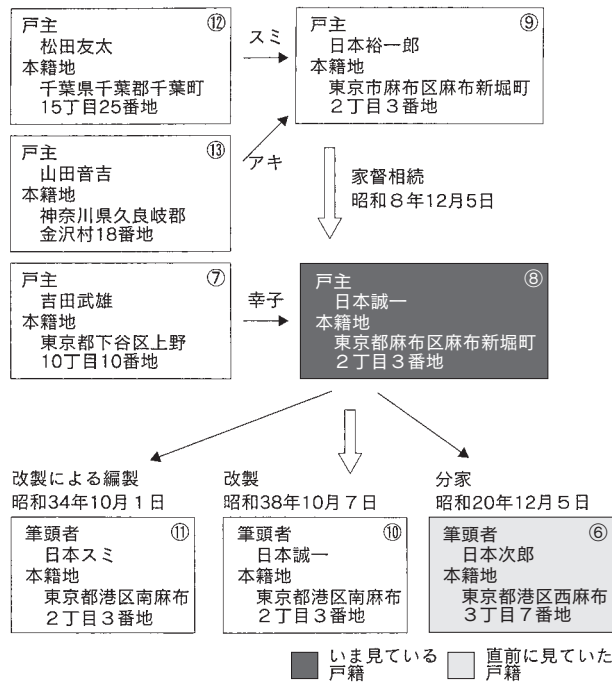


図1 戸籍からわかる家系図

(清水潔『戸籍を読み解いて家系図をつくろう』日本法令, p.194)

においては血統をもっていることが「日本人」の前提であることの意味である。

本来的には国家とは、デュルケームの論を引用するまでもなく、社会をうまく機能させるために、人間が人工的につくった仕組みであり、国籍は人工的につくった人々の成員権を意味する。これは近代市民社会の常識であって、日本のような「日本人」の自明性とそれを保証する血統なる考え方は、近代における一種の神話であると表現できる。これが内集団をつなぎとめる考え方とそのシステムであるので、必然的に外との関係についてはこの考え方によって内外の境界の線引きが明確になる。あくまで、日本は先祖代々日本人が生活する場所なのであるから、外からの人は「我々とは異なる人々」にならなければならない。

ここまでの論述で戸籍の意味について理解で

きたであろう。では、住民票は何のためにあるのであろうか。アイディとしては戸籍が使われているので、住民票がその代わりにはなれない。住民票は、現在生活する個人及びその家族がどこにどのように生活しているかを客観的に証明するためにあり、いわば住民管理をする行政の人々にとって必要な制度であるといえよう。つまり、住民基本台帳は住民のためではなく、住民を管理する行政のためにあるのであって、管理される方からは、自分たちのためにあるとは通常考えられない制度であると考えられる。戸籍が血統を明らかにするためのその人がその人であることの証明に使われるのに対し、住民票は血統とは一応関係なく、実際にどのような家族と生活をともにしているかを行政側が把握する手段になっている。いわば、戸籍は日常生活とは関係のない、一種「想像

的」過去を示すのに対し、住民票は想像とは関係のない現実の生活を映し出しているといえる。実際、行政の事務的諸手続きは、住民の日常的生活に関する限り戸籍は必要なく、住民票で十分になっている。戸籍はある特定個人の血統を明示するのであって、これは日常生活上ほとんど意味がないからである。

日本のいわゆる役場においては戸籍業務があって当たり前になっているし、明治以来連綿と続けられてきたので、やって当たり前になっているが、戸籍謄本あるいは戸籍抄本を出すだけで、現実に生活する住民にとってはほとんど意味のない業務であるとは恐らく思われてはいないだろう。なぜならば、これらの役人は外国での役所経験がほとんどないからである。これによって、役場においては「戸籍があって当たり前」という基本的考え方が共有化されていると考えられる。

### 3. 住民基本台帳で管理される外国人

法務省出入国管理局は、今回の改定に関連して、具体的に何がどのように変わるのかについて、インターネットのホームページでも詳しく解説している ([http://immimoj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://immimoj.go.jp/newimmiact_1/index.html))。まず、この内容に依拠して、具体的に何がどのように変わるのかを概観し、その根っこにある基本的考え方について論じることにする。

今回の改定において、在日外国人を、(1)特別永住者、(2)中長期在留者、(3)非正規滞在者・難民申請者に分けている。(1)の特別永住者は前述の在日コリアンを中心とした旧植民地出身者で構成されている。今回の改定によって、これまでの常時携帯義務であった外国人登

録証明書はなくなったが、そのかわりに「特別永住者証明書(カード)」が発行され、それがこれらの人々のIDとして使われる。この証明書には、外国人登録証明書には記載可能であった、日本名(通称名)欄がないので、日本社会で生き抜くために(差別されないように)、使ってきた日本名は公には使えなくなった。これは、当事者にとっては大きな変化であるので詳しく述べることにする。

この改定によって、これまで日本名を実質的に認めてきた法務省は、それをやめて、住民基本台帳制度を実質的に司る地方自治体の窓口の判断に、日本名について任せることになった。「特別永住者証明(カード)」には日本名は記載されていないが、住民票の備考欄にはこれを記載でき、また、これをもとにした住基カードには日本名が記載可能になっている。但し、この住基カードが「特別永住者証明書(カード)」と同様にアイディとして使うことができるかどうかは不明である。

つまり、これまで公の生活で使ってきた日本名で種々の手続き(契約など)をそのままできるかどうかははっきりとは分からない。ある在日コリアンが新規契約の場合、相手方が、アイディとして住基カードを認めるかどうか断言できないだろうし、そもそもこれまで外国人登録証明書がアイディだったのであり、新たな事態については誰も何の知識ももっていないのであるから、相手方の対応は予想できないのである。もし、相手方がアイディとして認めない場合は、住基カードのもとになっている住民登録内容をもよりの地方自治体の窓口で証明してもらわなければならないだろう。これについても、証明するかどうか、そして証明内容に実効性があるかないかについても判然としないであ

ろう。地方自治体の窓口が、果たして特定の在日外国人個人のアイディを証明できるのかどうかの問題があるからである。つまり、在日外国人の現実の生活のレベルで考えた場合、「特別永住者証明書（カード）」に書いてある名前を使わなければ、生活上様々な不便があることが予想可能である。

歴史的にみると、外国人登録証明書の携帯義務は2009年に廃止され、代わって「提示義務」があることになった。しかしながら、實際上、例えば警察等から提示をするように言われてもし提示しなければ、1年以上の懲役かあるいは20万円以下の罰金となり、携帯から提示に文言が変わっただけで、当事者にとっては常時携帯しておかなければ、罰則が科せられることに変更はなかった。「特別永住証明書（カード）」についても、外国人登録証明書と同じように扱われる。

この制度によって、これまで住民票は日本国籍者（公の文言では日本人であるが、論理的に言えば、単なる日本人ではなく、日本国籍者を意味する）だけがもっていたのであるが、外国人住民票という概念が登場することになった。日本国籍者同様に住民票をもてることになったということであるが、血統主義の日本の行政で何ゆえにこのような制度がつくられたかといえ（通常は、日本国籍者と外国籍者は分けられるはずであるが）、同じ世帯の中に、日本国籍者と外国籍者が同居しているケースがあるからである。

これまで、ある特定の日本国籍者Aが外国籍者Bと婚姻関係になっても、Aには住民票があり、Bにはそれがなく、単に外国人登録されているだけであった。AとBの間の子どもは日本国籍者であるが、住民票には外国籍者Bは記載

されておらず、片親が確認できなかった。これは血統主義の立場から言っても、Aとその子どもの日本国籍者にとって不利益であり、外国籍者との同居の実態を考えれば、外国人住民票があった方が、行政管理上も都合がいいといえる。これが外国人住民票誕生の理由であると考えられる。

(2)の中長期在留者は、旧植民地出身者ではない、「一般永住」、日系ブラジル人のような定住者、その他、日本に永住するかどうかは別にして、旅行者のように短期ではなく、何らかの目的で中長期滞在予定の人々を指す。特別永住者とは異なり、これらの人々にとってのアイディは「在留カード」となる。これまでの外国人登録証明書と同様に、在留に必要なことはすべてこのカードに記載されており、これにも日本名（通称名）は書けなくなっている。また、これについての取り扱いほぼ「特別永住証明書（カード）」と同様であり、提示義務がある。さらに、本人からの届出だけでなく、所属機関からの報告も努力義務になっており、実質的に所属機関がなければ、カード上不備になる可能性が高い。例えば、留学生の場合は、通っている教育機関からの届出が必要になっている。つまり、住基ネットワークとは別に法務省が管理する在留カードネットワークがつくられ、これによって中長期在留者は国家管理のもとに置かれることになる。

一般の日本国籍者ももし、住民票の届出を怠った場合（転入、転居、世帯変更を14日以内にしない場合）、5万円以下の過料、つまり行政罰で済むが、特別永住者ならば、転出届、転入届等を14日以内にしなければ、5万円以下の過料に加えて、出入国管理法、出入国特例法による刑事罰で、20万円以下の罰金を払わなければ

ならない。中長期在留者であれば、この罰則はさらに厳しくなっており、旧住居地から退去して90日以内に新住居地の届出をしない場合、あるいは、新規入国、在留資格変更などによる中長期在留者がその許可から90日以内に住居地の届出をしない場合には、在留資格取り消しの対象になる。また、懲役刑が科された場合は、退去強制になる。この背景には、住居届をしなかった日系ブラジル人等の実態があると考えられるが、届出をしないあるいは忘れてだけで、在留資格取り消しになるのは、かなり厳しい処遇であるといえる。

(3)非正規滞在者・難民申請者の場合、この制度から実質的にはずされるので、こういった外国人は、後に何らかの滞在資格を獲得する以外は、日本には居住できないことが制度化されたといえる。

総論的にいえば、これまで出入国管理及び難民認定法と、外国人登録法によって管理してきた外国人を、前者と住民基本台帳制度によって管理することになったといえる。そして、ここで明らかなことは、これまでの記述でも明白であるが、すべての外国人は日本国籍者よりも不利であって、安定した長期滞在を望む外国人であるのならば、必要な要件を満たして、日本国籍を取得した方が将来的にも安定するというその一点であると考えられる。さらに付け加えれば、在日コリアンの日本国籍取得は進展しており、このままいけば20年以内にほとんどが日本国籍者になることはほぼ間違いないだろうし、また、大半の在日コリアン（国籍が韓国あるいは国籍記載が朝鮮）の90%以上が日本国籍者と婚姻しているので、ほぼその通りになると推測できる。そして、有能な外国人には早めに日本国籍を与えることも普通になってきており、こ

れらの実態は当然のことながら法務省も把握しているのであるから、これまでの「同化政策」の基本的な方針はそのまま踏襲されていると考えられる。

#### 4. 理念の歴史的連続性と新たな対応

明治以来の血統主義は現在でもそのまま受け継がれており、また、社会という概念を導入せず、「国家至上主義」も貫かれている。しかしながら、戦後は、外国籍者でありながら、米軍基地の米兵は特別待遇であり、実質的な「治外法権」が保障されている。この点は、恐らく日本国籍者にとってあまりにも「当たり前」なので、疑問の余地のない、一種「タブー」であろうが、旧植民地出身者が同化政策の対象になっているのとは対照的に、米兵はアメリカ人のまま、法的にも何ら規制されずに、日本に居住できる。これは明治以来の歴史的連続性から切り離された、「飛び地」になっている。

今日の日本においては、ニューカマー外国人への政策の一環として、「多文化共生」が強調されている。これまでの在日コリアンに対しては見られなかった、ニューカマー外国人への新たな対応のように見られるかもしれないが、これはスローガンであって、これまでの政策についての反省的理解に基づいた、創造的な動きであるとはいえない。このスローガンは、実質的には、有能な外国人に日本国籍を取得してもらう動きと呼応しているといえる<sup>3)</sup>。この前提は日本への同化主義であって、在日コリアン政策とこの動きには歴史的連続性があるといえる。つまり、日本の場合、国家利益中心で外国人への対応が決められており、そこには、人間が普遍的にもっている人権であるとか、それを基に



した個人の幸福を追及する権利などを保証しなければ、社会が維持できないという基本的発想自体がないと考えられる。

しかも、国家利益の中身が、近代国民国家日本が作りあげてきた「物語」に依っており（戸籍制度など）、それを海外からみた場合、人権という近代の成果を無視した国家優先主義としか受け取られないだろう。実際、戸籍制度が維持される限り、「新平民」と登録された人々、つまり同和地区出身者への差別は、制度的に維持可能になっている。もし、人権という基本的理念に立てば、戸籍制度は廃止しなければならないはずである。

国家利益を優先し、人権を実質的に軽視することは、社会にとって不利益であり、そして人工的につくった国家にとっても実はマイナスになるはずである。そして、これに上記のように、対米追従が付け加われば、本来の意味での社会理念と国家理念なしの、単に「近代」を模倣する、アメリカの追従者になってしまうだろう。そして、アメリカ側からは、人権意識が希薄だと受け取られている日本は、しばしば「後進国」の烙印を押されることにもなる。そうなることによって、「民主主義を理解できていない日本」は、アメリカの教化の対象から逃げられなくなるのである。

## 5. 結論

これまでの議論は制度レベルに見た場合であるが、これを社会的レベルで考察すればどうなるかがここにおける結論になる。まず、在日コリアンをはじめとした在日外国人に対する一般社会の人々の関心はあまり見られず、いわば「無関心」が一般的であるといえる。制度レベ

ルで論じた在日外国人の処遇に関心をもっている「日本人」は、外国人を雇う立場の人などを除くと、ほとんどいないといえよう。

この「無関心」の背景には、戦後日本においては「一億総懺悔」<sup>4)</sup>が叫ばれ、過去の内実を理性的に反省するのではなく、ただ単に「悪かった」といえば済むといった態度がとられ、公教育においても植民地政策、日中戦争の内実などは、事実上あまり教えられてこなかった。旧植民地出身者についての理解はこれらの歴史と結びついているので、これが教えられていない、あるいは教育で取り上げられていないのならば、関心をもつ人がそれほどいるはずがないであろう。

この「無関心」は日本社会全体を覆っているものであって、一般庶民だけが無関心なのではない。例えば、私はこれまで在日コリアン関係の文献を何冊か出版してきており、書評も学会誌以外の新聞、週刊誌などでもかなり取り上げられたが、学会誌を除けば、評者はほとんどがジャーナリスト等であり、研究者はほとんどいなかった。在日コリアンなどは学問的に取り上げる対象とはみなされてはいないため、研究者の層がそれほど厚くはないという面もあるが、それよりも、タブーに対しては無視の態度が一般的であることが重要であると考えられる。

日本社会の現実を知るためには、周縁に置かれているマイノリティの研究は重要であって、学術的にも高い価値を付与すべきであるが、このようなエスニシティ研究ではあまりも当たり前のことは、日本国内ではそれほど重要だとはいえられていない。大学教育の現場において、在日コリアンの生活実態、現実を理解している人はほとんどいないのが実情である。というよりも、自らが知らない、理解できていないとい

うこと、それ自体を知らないと表現した方が妥当であろう。この基本的態度は、これもまた日本国中を覆っている現実でもある。

2012年12月、自民党の安倍政権になってから、「河野談話」,「村上談話」<sup>5)</sup>を否定して、従軍慰安婦には当時の日本政府（実質的には旧陸軍）は関与していなかったという発言をするようになった。既に、生き証人は相当数死んでおり、発言している本人も戦後の人間であるので、歴史認識がなければ、あったこともなかったことにできるのである。既に、何度も私自身が書いたことであるが、在日コリアンとは、マジョリティ日本社会において「いるのに、いないことになっている人々である」<sup>6)</sup>と表現したが、歴史認識もこれと同様に、「実際はあったことがなかったことにされている」といえる。そして、2012年12月現在、それが、政府の基本方針として明言されただけである。

エスニシティ研究のレベルでみた場合、国民国家から存在自体を無視された人々が在日コリアンになるので、レイシズム（人種主義）とは異なる日本的な同化主義が社会的にどのような現象を生むかの研究<sup>7)</sup>になるといえよう。そして、これを通して近代日本とは何かを解明する手がかりを見つけ出すことになるだろう。実際に、同化主義のゴールが「日本人」であるが、その概念は国民国家によってつくられたのであり、実際の日本社会には地方ごとの多様な日本諸文化があり、それを内面化した多様な「日本人」がいるのであるから、この矛盾は、在日コリアン全体に投影されており、国民国家論の観点からも在日コリアンについて考察することは小さくない意義があると考えられる。

## 注

- 1) これについては、(孫崎 2012) 参照。日米安保条約には書かれていない、米軍の実質的な「治外法権」は、日米間の協定で決められている。また、アメリカによる日本支配は戦後継続されており、米軍の処遇にそれが典型的に表れているといえる。
- 2) 日本は北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）とは国交がないので、国籍記載は出身地域としての「朝鮮」となっているため、このような表現を用いている。日韓条約以降、韓国籍に変更せずに、そのまま「朝鮮」にしている人々が、国籍記載が朝鮮の人々ということになる。
- 3) 2000年になってから、特別永住者の届出制国籍制度も国会で検討された。この背景には在日外国人への地方参政権付与についての議論があると考えられる。特別永住者でなくとも、外国人一般の帰化者数は、年々増えており、実質的に帰化要件自体が簡易化されている（約99%の申請者が帰化を許可されている）。
- 4) 一般的には、日本敗戦直後総理大臣に就任した、皇族、東久邇宮 稔彦がその施政方針演説で使った意味になる。この演説では、国家首脳部の戦争責任を曖昧にする論理が出されたのであるが、これはその後の日本国の基本的姿勢となり、そしてそれは特に教育面において如実に出されているが、日本による侵略戦争、植民地支配等の歴史的事実を十分に教えないこととなった。具体的には、韓国、中国などに対して謝罪してはいても、何がどのように問題であったのかを自ら問わないという基本的態度になっている。
- 5) 両談話とも、日本の具体的な戦争責任、植民地統治責任について言及しており、従来からあった「一億総懺悔」から、実質的な反省の弁になっている。例えば、朝鮮近代史研究では常識的な見方である「強制連行」を両談話は事実として認めているが、それが事実ではなかったという政治的言説が出されており、これによって両談話を否定する見解が出されている。
- 6) 1968年2月に起こった金嬉老事件は、自らが差別されたことを、メディアを通して告発した

「劇場型事件」のはしりであった。この立てこもり事件は日本国中に衝撃を与えた。在日コリアンが差別されているという告発はこの後もさまざまに行われたが、マジョリティ社会全体に継続的に影響を与えたものはほとんど見当たらない。金嬉老事件も同様であるが、事実上マスコミによって一時的に「使われる」ことが一般的であるといえ、日本社会の構造的問題は是正といった方向には向くことはほとんどなかった。

- 7) 別のところでも言及しているが、帰化者、「混血者」は事実上「日本人」となっているが、マジョリティ社会のあり方自体が変わっていない以上、心理的な抑圧を経験することが予想される。これらの人々は、旧来の日本の「常識」では、在日コリアン以上に「いないことになっている人々」なので、心理的な問題が生じる可能性があるといえる。

#### 参考文献

- 石原豊明, 國部徹, 飯野たから 2009『戸籍のことならこの一冊』自由国民社
- 井戸田博史 1993『家族の法と歴史：氏・戸籍・祖先祭祀』世界思想社
- 遠藤正敬 2010『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍—満州・朝鮮・台湾』明石書店
- 坂中英徳 1999『在日韓国・朝鮮人政策論の展開』日本加除出版株式会社
- 佐藤文明 2002『戸籍って何だ』緑風出版
- 清水潔 2009『戸籍を読み解いて家系図をつくろう』日本法令
- 法務省出入国管理局 ([http://immimoj.go.jp/newimmiact\\_1/index.html](http://immimoj.go.jp/newimmiact_1/index.html))
- 原尻英樹 1989『在日朝鮮人の生活世界』弘文堂
- 原尻英樹 1997『日本定住コリアンの日常と生活：文化人類学的アプローチ』明石書店
- 原尻英樹 1998『「在日」としてのコリアン』講談社
- 原尻英樹 2000『コリアンタウンの民族誌』筑摩書房
- 原尻英樹 2003『日本のなかの世界：つくられるイメージと対話する個性』新幹社
- 原尻英樹 2006『マイノリティの教育人類学：日本定住コリアン研究から異文化間教育の理念に向けて』新幹社
- 原尻英樹, 六反田豊, 外村大共編『日本と朝鮮 比較・交流史入門：近世, 近代そして現代』明石書店
- ブルーベイカー, ロシャース (佐藤成基, 佐々木てる訳) 2005『フランスとドイツの国籍とネーション：国籍形成の比較歴史社会学』明石書店
- 孫崎亨 2012『戦後史の正体：1945-2012』創元社

## Research Note

### Repeal of the Alien Registration Act and Basic Resident Register as A New Residency Management System : The Principle of Alien Management

HARAJIRI Hideki \*

**Abstract:** The Japanese Alien Registration Act (legislated in 1952) was abolished in July, 2012. At that time a new immigration control system based on the Basic Resident Register was inaugurated. This paper examines the basic principle of the system and interprets historically the consistency of this principle. Through this approach the following topics will be elucidated: (Section 1) What is the Japanese Alien Registration Act? (Section 2) What is the role of the Basic Resident Register? (Section 3) Aliens controlled by the Basic Resident Register, (Section 4) the basic historical principle of the immigration control system in Japan. During the Meiji era the Japanese government decided to establish the *koseki* or the family register system based upon family lineage. All Japanese citizens have been controlled by this system until now. All Japanese must have a *koseki* and aliens are excluded by this system. The *koseki* is the national, state and social ID for Japanese. The role of the Basic Resident Register is not part of the Japanese ID system and is just for the local government control of Japanese and alien residents. In addition to this control, aliens must be controlled by the Japanese government through this system. In Japan all aliens other than members of the American military are outsiders and must be controlled by the Japanese government. If such aliens want to survive and have good lives in Japan, they have to choose Japanese nationality and be registered in a *koseki*. The concept of being Japanese means not only Japanese citizenship holders but also descendants of residents from ancient times in Japan. This is why Korean residents have to conceal their past and pass themselves off as Japanese. Since most Japanese are not interested in aliens, or in other words in their own society, they are interested in their nation but not the modern nation-state.

**Keywords:** Management of Aliens, Koseki, Nationalism Based on Blood, Indifference

---

\*Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University